

所属長各位

神戸市職員共済組合 事務局次長

「資格情報のお知らせ」の送付について（通知）

平素は当共済組合業務につきまして、ご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

令和6年12月2日より健康保険証（組合員証及び被扶養者証）が廃止されマイナ保険証を利用するしくみに移行します。これを踏まえ、事前に自身の資格情報を確認いただくことを目的に、全加入者（組合員および被扶養者）に対して当共済組合が保有する加入者情報（マイナンバー下4桁を含む）を記載した「資格情報のお知らせ」を所属宛に順次発送していますので、対象者へ配布および周知いただくようお願いいたします。

このお知らせは、医療機関等でマイナ保険証が使えない等例外的な場合にマイナ保険証と一緒に提示することで資格確認に使用できます。配布されましたら記載内容に誤りがないか確認のうえお手元で大切に保管いただくよう組合員への周知をお願いいたします。

記

1. 対象者

令和6年9月23日時点で情報連携が完了している組合員及び被扶養者

※被扶養者分については、組合員宛の封筒に同封しています。

※令和6年9月24日以降に情報連携が完了した組合員及び被扶養者には、令和6年12月中旬以降に送付予定です。

2. 令和6年12月2日以降の健康保険証（組合員証及び被扶養者証）の取り扱いについて

- (1) 経過措置として令和7年12月1日まで使用可能です。
- (2) 令和6年12月2日以降、新規交付・再交付は行いません。マイナ保険証をご利用ください。マイナ保険証を利用することができない方等へは、申請により資格確認書を交付します（マイナ保険証の利用登録がお済みの方には交付できません）。
- (3) マイナ保険証の利用登録解除を希望する場合は、解除申請が必要です。

※資格確認書交付申請及びマイナ保険証の利用登録解除申請は、12月2日より神戸市職員共済組合ホームページ (https://kobe-kyosai.jp/?page_id=195) から手続き可能です。

【資格情報のお知らせに関すること】

神戸市職員共済組合共済サポートデスク
電話：078-322-5775

【マイナンバー制度やマイナ保険証の利用方法等】

マイナンバー総合フリーダイヤル
電話：0120-95-0178

(参考) よくある質問

Q1 「資格情報のお知らせ」の交付の目的は何か。

A1 令和6年12月2日より健康保険証が廃止され、マイナ保険証を利用するしくみに移行することを踏まえ、事前に自身の資格情報を確認いただくことを目的に、神戸市職員共済組合が把握するマイナンバー下4桁を含む加入者情報を組合員宛にお知らせします。

Q2 どのようなものが届くのか。

A2 A4サイズの1枚紙で、次のことが書かれています。

123- 7890- 123-01- 56789012-00
ご本人(組合員)様

神戸市職員共済組合
保険者番号 32280315

組合 太郎 様

650-0034
神戸市中央区京町72番地
新クレセントビル9階
電話番号 078-322-5108

見本

●●●●●●

資格情報のお知らせと個人情報(マイナンバー)確認のお願い

あなたの加入する共済組合の資格情報を下記のとおりお知らせします(令和6年10月●日時点)。
なお、このお知らせのみでは受診できません。

記号	○	番号	○○○○○○ (枝番)01
氏名	組合 太郎		
フリガナ	タノイ タロウ		
高齢受給者一部負担割合	—		
資格取得年月日	平成●●●●年●●月●●日		
保険者名	神戸市職員共済組合		

スマートフォンをお持ちの方は、以下の二次元コードからマイナポータルにログインすることで、ご自身の共済組合の資格情報を確認することができます。ぜひご利用ください。

— マイナポータルへのアクセス・ダウンロードはこちら —



マイナ保険証の読み取りができない例外的な場合については、スマートフォンの資格情報画面をマイナ保険証とともに医療機関等の受付で提示することで受診いただけます(スマートフォンをお持ちでない方は、この文書をマイナ保険証とともに医療機関等の受付で提示することで受診いただけます)。

なお、現在、医療保険のデータベースに登録されているあなたの個人番号(マイナンバー)は次のとおりです。ご確認ください(12桁のうち下4桁のみ表示)。
表示されている下4桁の数字が、ご自身の個人番号(マイナンバー)の下4桁と一致していない場合には、保険者までご連絡ください。

*** ** 0011

右を折り返ってご利用いただくこともできます
(このお知らせのみでは受診できません)

資格情報のお知らせ

令和6年10月●日発行
神戸市職員共済組合
保険者番号: 32280315

記号 ○ 番号 ○○○○○○ (枝番) 01
共済 組合 太郎
高齢受給者一部負担割合 —

受診の際にはマイナ保険証が आवश्यकです

①神戸市職員共済組合に登録されているあなたの資格情報です
内容を確認し、誤りがあれば当組合へご連絡ください。

②スマートフォンでもマイナポータルから資格情報を確認できます
二次元コードからマイナポータルにログインすると、資格情報をスマートフォンの画面でも確認・利用
できます。

③あなたのマイナンバーの下4桁です
ご自身のマイナンバーと異なる場合は、当組合へご連絡ください。

④点線で切り取り、カード型の「資格情報のお知らせ」として利用できます
このお知らせのみでは受診できませんのでご注意ください。

Q3 「資格情報のお知らせ」が届いたらどうしたらよいのか。

A3 資格情報及びマイナンバー下4桁に間違いがないかご確認ください。
また、このお知らせは医療機関等でマイナ保険証が使えない等例外的な場合に、マイナ保険証と一緒に提示することで受診できるため、お手元で大切に保管してください。

Q4 「資格情報のお知らせ」に記載された資格情報に誤りがある。どうすればよいか。

- A4 ① 資格取得日が、組合員証に記載された日と異なっている。
⇒資格取得後に組合員証番号等に変更があった場合は、組合員証に記載の資格取得日ではなく変更日が記載されている場合があります。
- ② 名字が旧姓になっている。
氏名変更があった場合は所定の手続きが必要です。
⇒まだ手続きをされていない場合は、「組合員証等再交付申請書」及び「給付金振込口座届」を提出してください。
⇒すでに手続きがお済みの場合は、行き違いですのでご了承ください。
※最新の資格情報は、マイナポータルにログインすると確認できます。マイナポータルの画面を提示することで、「資格情報のお知らせ」と同様の使用が可能です。
- ③ 負担割合が異なる（負担割合が印字されるのは「高齢受給者証」の交付対象者のみ）。
⇒「資格情報のお知らせ」は令和6年9月23日時点の情報ですので、最新の負担割合はお手元の高齢受給者証でご確認ください。

Q5 「資格情報のお知らせ」に記載されたマイナンバー下4桁に誤りがある。どうすればよいか。

A5 神戸市職員共済組合 マイナ保険証担当までご連絡ください。
Tel：078-322-5108

Q6 「資格情報のお知らせ」を確認したところ、資格情報及びマイナンバー下4桁に誤りは無かった。「資格情報のお知らせ」は破棄しても良いか。

A6 医療機関等でマイナ保険証が使えない等例外的な場合に、マイナ保険証と一緒に提示することで受診できるため、お手元で大切に保管してください。

Q7 共済組合にマイナンバーを提出していないが、なぜ「資格情報のお知らせ」にマイナンバー下4桁が記載されているのか。

A7 共済組合は、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法

律」第14条第2項の規定により、地方公共団体情報システム機構（J-LIS）よりマイナンバーを取得しています。

Q8 令和6年12月2日以降、この「資格情報のお知らせ」が健康保険証の代わりになるのか。

A8 「資格情報のお知らせ」のみでは健康保険証の代わりとなりません。令和6年12月2日以降は、原則としてマイナ保険証をご利用ください。ただし、医療機関等でマイナ保険証が使えない等例外的な場合に、マイナ保険証と「資格情報のお知らせ」を一緒に提示することで受診することが可能です。

なお、マイナ保険証を利用することができない方に対しては、「資格確認書」を交付します（手続き方法等は別途案内予定です）。

マイナポータルより健康保険証利用登録ができます▶



Q9 マイナンバーカードの健康保険証利用登録を解除したい。どうすればよいか。

A9 マイナ保険証の利用登録解除の申請が必要です。手続き方法等の詳細については、神戸市職員共済組合ホームページをご確認ください。

(https://kobe-kyosai.jp/?page_id=195)

Q10 「資格情報のお知らせ」を棄損・紛失した。再交付してもらえるか。

A10 「資格情報のお知らせ」は原則再発行できません。資格情報は、マイナポータルでご確認ください。